

日助発 第272号
令和元年 10月28日

自由民主党
組織運動本部 厚生関係団体委員長
堀内 詔子 様
政務調査会 厚生労働部会長
平口 洋 様

公益社団法人 日本助産師会
会 長 島田 真理恵



要 望 書

公益社団法人日本助産師会は、助産師職の専門団体として、次世代を担う子供たちを安心して産み育てられる社会を目指し、妊娠・出産・育児に対する支援および女性の健康支援に対する活動を行っております。

令和2年税制改正、及び予算措置に対し以下の事項を要望いたします。

要 望 事 項

1. 産後ケア事業の促進と、地域格差是正のための予算措置の拡充を図られたい
2. 助産所にかかる税制措置を講じられたい
 - 1) 所得税について、減免措置を講ずること
 - 2) 固定資産税について、地方税法において非課税措置を講じること
3. 助産所で実施される母子ケアにかかわる業務にかかる消費税について、利用者の負担軽減をはかるために軽減措置を速やかに検討されたい
4. 虐待予防のための助産師および助産所の活用の推進とそのための予算措置を図られたい

要望1 産後ケア事業の促進と、地域格差是正のための予算措置の拡充を図りたい

産後ケアの必要性と課題

- ・ 出産年齢の上昇により、出産後の回復に時間を要する。
- ・ 祖父母世代の高齢化や就業により産後の支援が受けられない。
- ・ 乳児との接触経験が少なく、育児の知識、技術の取得が必要である。
- ・ ネット社会による情報の氾濫により、混乱、不安が生じている。
- ・ 父親の育児休業取得は低く、母親の負担が大きい。

○母親の産後ケアのニーズは高い（世田谷区立産後ケアセンターは95%の稼働率）が、市町村の費用負担やマンパワーの問題、補助金の使用方法の固定化（多くの自治体において、利用料の補助に限定して使用されている）により、妊娠・出産包括支援事業（補助率：国 1/2、都道府県・市町村 1/2）の執行額の割合（%）は、平成27年度:13% 28年度 22% 29年度 23% 30年度 31%となっており、十分に活用されていない。

○産後ケアの実施状況は市町村の格差が大きい。

すべての妊産婦が心身ともに安らかな状況で子育てできる社会、だれもが公平に産後ケアサービスを受けられる環境整備、予算の拡充と運用の柔軟化を図りたい。

要望2 助産所にかかる税制措置を講じられたい

- 1) 所得税について、減免措置を講じること
- 2) 固定資産税について、地方税法において非課税措置を講じること

助産師が、妊娠・出産・育児に対する支援及び女性の健康支援を担う助産所は、時代を担う子供たちを安心して生み育てられる環境整備の一翼を担い、社会インフラとして地域社会に貢献している。助産所は、医療法第7条第5項に記載されるように、医療法人と同様に非営利性が貫徹されている。また、出産から育児まで包括的にケアし、少子高齢化が進む現代社会にあって、子育て世代の抱える育児不安を母子保健という観点から政府が進める「子育て世代包括支援センター」との協働も期待されている。

助産所は、分娩時に起こり得る異常に対応するために必要な設備への投資、分娩時の助産師の複数配置、24時間365日、妊娠から産後までの継続したケアの提供のためのマンパワーの確保を行っており、助産所経営の負担となっている。

一人ひとりの母子とその家族の個別性に応じた安心・安全な母子保健を提供するために、助産所にかかる所得税の減免措置、固定資産税についての税制措置につき速やかに検討いただきたい。

要望3 助産所で実施される母子ケアにかかわる業務にかかる消費税について、利用者の負担軽減をはかるために軽減措置を速やかに検討すること

少子化に関する調査では、夫婦が理想とする子どもの数と実際の子ども数には、解離がみられている。その大きな理由としては、妊娠、出産、子育てにおける経済的負担があげられている。特に、子育てを始める世代の所得は高くなく、必要であっても子育てに関する支出が困難な状況がある。

10月より消費税が上昇し、家計への負担の増大により、産前産後ケア等を含め、利用を希望していても、利用を躊躇することが懸念される。

利用者の負担軽減を図るため、消費税に関する軽減措置を速やかに検討いただきたい。

要望 4. 虐待予防のための助産師および助産所の活用の推進とそのための予算措置を図られたい

我が国のこれまでの児童虐待に係る調査において、死亡・重症事例は、0歳児に多く、特に死亡事例は月齢0か月（出生時）に多いこと、主たる加害者は母親であり、予期せぬ妊娠や妊婦健康診査未受診事例に多いことが明らかとなっている。また、虐待は次世代へ連鎖のリスクがあり、将来の虐待の増加が懸念されている。児童相談所における児童虐待相談事例も、依然右肩あがりに増加している。

このため、虐待が起きてからの対応でなく、虐待を未然に防ぐために必要な下記の活動の推進が必要である。この活動推進にあたっては、生涯にわたる女性とその家族の性と生殖に関わる専門職としての以下に掲げるような助産師と助産所の活用および必要な予算の措置を図られたい。

虐待予防に対する助産師、助産所の活用

1. 予期せぬ妊娠の予防のため、幼児期－学童期－思春期－青年期を対象とする、発達段階に応じた一貫性のある持続的な命の教育への助産師の活用
2. 予期せぬ妊娠の相談窓口、相談支援における都道府県助産師会、ならびに24時間、365日対応が可能な助産所の活用。
3. 助産師によるハイリスク妊産婦への妊娠期からの継続的な支援および全戸訪問の実施。
4. 母子とその家族のニーズの的確なアセスメントとケアプランの作成とケア提供のための、子育て世代包括支援センターへの助産師の配置

